

福祉サービス第三者評価とは

○福祉サービス第三者評価とは

社会福祉法第78条の規定に基づき、社会福祉事業の経営者の提供するサービスの質を公平中立な第三者機関が客観的・専門的な立場から評価するものです。

○目的

- ・社会福祉事業者が提供するサービスの課題等を把握し、福祉サービスの質の向上への取組みを促進すること。
- ・福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、利用者のサービス選択を支援すること。

○行政監査との違い

行政監査

社会福祉施設の運営について法令で定められた最低基準が適切に守られているか否かについて、定期的に所管の行政庁が点検するもの。

福祉サービス第三者評価

最低基準を満たしていることを前提に、県が認証した評価機関が、事業者の経営理念、基本方針、職員の育成、地域交流など利用者への具体的なサービスについて福祉サービスの質に焦点をあてた評価を行うもの。

第三者評価を受審すること自体が、事業者の質の高いサービスを提供したいという姿勢を利用者や地域社会に示すことにつながります。

○評価結果について

評価結果の「a・b・c」は、事業者の「格付け」や「ランク付け」をするものではなく、『評価の到達度を表すもの』です。

評価結果は、「a・b・c」の3段階で記載することとなっていますが、第三者評価の評価項目には高いレベルの基準が設定されており、事業者がサービスの向上を図るための目標となるものです。

「a」評価でなければ適切なサービスが提供されていないということではありません。

「a評価」：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

「b評価」：aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組の余地がある状態

「c評価」：b以上の取組みとなることを期待する状態

コメント欄には、評価項目ごとに、その評価に至った判断根拠や事業者独自の取組・工夫等が記載されていますので、こちらの内容も是非ご覧ください。